

いじめの防止等のための基本的な方針

平成 31 年 4 月制定

（令和 8 年 9 月改訂）

静岡県立掛川特別支援学校

目次

1	いじめの現状と基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	いじめ防止等の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 ～
3	いじめの防止等のための対策・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
4	いじめの未然防止等のための対策・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
5	いじめの早期発見、早期対応・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6 ～
6	重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
別紙 1	いじめ発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9 ～
別紙 2	重大事態対応フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 12
別紙 3	各書式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 13～
	① 生徒指導記録（様式 1）	
	② 生徒指導 事情の聴きとり（様式 2）	
	③ いじめチェックリスト（様式 3）	

1 いじめの現状と基本理念

(1) いじめの現状

いじめの認知件数は、年々増加しており、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和3年度の県内の学校におけるいじめ認知件数は20,122件で、令和2年度よりも8,200件余り増加しており、児童生徒1,000人あたりの認知件数は52.8件となっています。また、全国では、深刻な事態が減少しているとは言えず、いじめに起因する問題が後を絶たないという状況です。

いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要です。

いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つことが重要です。

(2) 基本理念

いじめ防止のための基本理念は、以下のとおりであり、この基本理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進します。

- ・子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ・子どもが、自ら大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
- ・県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

静岡県いじめの防止等のための基本的な方針より

2 いじめ防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」

子ども、保護者、教職員、地域住民、全ての人の願いである。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切である。

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・ 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認しなければならない。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながらいじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられる。加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気を付ける必要がある。

(3) 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。

いじめを受けた子どもは心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていくようにする。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組むようにする。

ア いじめの未然防止 ―健やかでたくましい心を育む―

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていく。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくり育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながっていく。

そのためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切である。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分と他人を大切に思う気持ちを高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長の支えとなる。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していく。

【いじめの未然防止に向けた家庭・地域・学校の役割】

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要である。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるように努めていくことが大切です。

地域においては、きまりを守ろうとする意識や互いを尊重する感覚を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要がある。

学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要である。

家庭、地域、学校は、いじめ防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努める。

イ いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要である。家庭、地域、学校等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応しなければならない。

○早期発見 ーいじめはどの子どもにも起こりうるー

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められる。いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ている。深刻な事態となるのを防ぐためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけなければならない。

【いじめの早期発見に向けた家庭・地域・学校の役割】

家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめなどが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められる。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐ家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要である。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認しなければならない。また、日頃から定期的なアンケート調査を実施したり、子どものストレスの状況を確認したりするなど、日頃から子どもの心の状態を把握し、いじめの発見に努めなければならない。

○いじめの相談窓口と体制

いじめの相談や通報の窓口は、担任または部主事（統括主任）、教頭とする。

保護者に対しては、担任が面談を通して相談を行うことに加え、養護教諭やスクールカウンセラーなど担任以外の職員や他機関とも相談できるという情報を紙面やHPなどを利用し発信していく。児童生徒に対しても同様に相談や通報の窓口が開かれており、自身で発信しにくく会話が不得手であるなどの場合は、個別に相談の場を持つ等で対応していく。相談者が心を打ち明けて安心して話せる人的環境があることを周知しておくことで、いじめがより発見しやすく、より早期に対応できるようにしていく。

○早期対応 ーいじめられている子どもの立場に立って組織的にー

いじめが発見された場合には、いじめを受けた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分把握した上で具体的な取り組みを確認して、組織的に対応しなければならない。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携して対応する。

ウ 関係機関との連携 ー専門家とつながるー

いじめの問題に家庭、地域、学校の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合、関係機関と連携することが大切である。

例えば、学校においていじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要である。

- ・警察、児童相談所、医療機関などの相談機関
- ・県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関

3 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のための基本方針に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中核として、校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、学校の設置者との適切な連携の上、実情に応じた対策を推進することが求められる。

(1) いじめの防止等のための基本的な方針の策定

いじめの防止等のための基本的な方針を定め、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応をとれるようにする。いじめの防止等のための基本的な方針をホームページ等で公表し、保護者や関係機関でも確認できるようにする。また、いじめの防止等への取り組みを充実させるために、教職員の意識や取り組みを学校評価等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直しを検討する。

(2) 学校いじめ対策組織の設置

本校にいじめ防止等の中核となる「いじめ防止対策委員会」【人権尊重教育推進委員会の中に】を設置する。

ア 構成員

校長、副校長、教頭、各部主事、肢体主任、教務課長、生徒指導課長

(必要に応じて、事務長、養護教諭、学年主任等、関係の深い教職員を追加したり、心理、福祉に関する専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家に協力を求めたりして対応する。)

イ 内 容

- ・いじめ防止等に関する情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案、定期的な打ち合せ（年間6回）を行う。

人権教育及びいじめ対策委員会年間計画

時期	内容
4 月	年度初めオリエンテーション いじめ防止基本方針の確認
7 月	第1回学校生活アンケートの実施（児童生徒向け） 不祥事根絶アンケートの実施（職員向け） 人権目標等の取組内容、状況等の確認
9 月	第1回生活アンケート、不祥事根絶アンケート結果検討
11 月	第2回生活アンケートの実施（児童生徒向け） 人権目標等の取組内容、状況の確認
1 月	第2回生活アンケート結果検討
3 月	年間の取組評価、次年度への改善
随時	・いじめの相談や通報の窓口を担う ・いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめ問題に取り組むために中核的な役割を担う。

4 いじめの未然防止等のための対策

はじめに

いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない。」「いじめは卑怯な行為である。」「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる。」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また学校では、いじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合える、よりよい人間関係や学校風土をつくり出すようにする。

(1) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め合い、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

学級活動や生徒会活動など、子どもが自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

(3) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発する。

(4) 配慮を必要とする子どもへの支援

特に配慮が必要な子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

例えば、発達障害を含む障害のある子ども、外国につながる子ども、性同一性障害や性的志向・性自認に係る子ども及び東日本大震災で被災した子どもや原子力発電所事故により避難している子どもなどが考えられる。

(5) 教職員の資質向上

職員誰もがいじめの未然防止、早期発見及び事案への対処ができるように、年2回の全体研修と、学期ごとに学部単位で、必要に応じた人権、道徳及びいじめに関する研修を行い教職員の資質能力の向上を図る。

(6) 学校評価による取り組みの改善

いじめの防止等のための基本方針において、いじめの防止等のための取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取り組み、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

5 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止対策委員会に報告を怠ることのないように、学校として、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確に定めておく。

(2) 子どもの実態把握

子どもに対する日常的な観察を基盤に、いじめ防止対策委員会の下で定期的なアンケート調査等を行い、必ず複数の目による状況の見立てを行うようにする。

(3) 相談体制の整備

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー等の協力を得るなど、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備することが求められる。

いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守っていく。

(4) いじめに対する措置

ア いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときには、教職員は速やかに、いじめ防止対策委員会に報告し、学校の組織的対応につなげなければならない。また、いじめが確認された場合には教育委員会に報告する。

イ いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもと保護者に対する指導・助言を継続的に行うようにする。

ウ 必要に応じて、いじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにする。

エ いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起こることのないよう、保護者と情報を共有するなど、必要な措置をとる。

オ いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることである。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察するようにする。

カ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

(4) 関係機関との連携

- ・ 日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応する。
- ・ いじめ防止対策委員会には、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求める。

(5) いじめ発生時の対応

P9 別紙1参照

6 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

ア いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 子どもが自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金銭を奪い取られた場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき、あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき、子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできない。

(2) 重大事態についての調査

- ・ 重大事態が発生した場合には、学校は教育委員会に報告し、教育委員会の判断の下、速やかにいじめ防止対策委員会で事態への対処や同種の事態防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。
- ・ 因果関係については、特定を急がずに慎重に丁寧に行う。
- ・ 子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

(3) 情報の提供

学校は教育委員会の判断の下、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果を基に、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

(4) 報道への対応

- ・ 情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。
- ・ 初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があるなどを踏まえ、報道の在り方に 特別の注意（倫理観をもった取材等）を払い、WHO（世界保健機構） による自殺報道への提言を参考にする。

(5) 重大事態対応フロー図

P12 別紙2 参照

<別紙 1> いじめ発生時の対応

(1) 発生時の対応と基本的な考え方

- ア 相談、発見、通報を受けた際は、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し対応する。
※特定の教職員で抱え込まず、組織として対応する。
- イ 早期に事実確認をする。平行して、いじめられた子どもをいじめから救済し、保護者を安心させる。いじめた子どもについては、その行為に及んだ原因や背景等について聞き取ることで、事実を正確に把握する。
- ウ いじめ確認の際は、静岡県教育委員会特別支援教育課に報告をする。
- エ 全教職員に報告、情報を共有し、多数の目で見守ることのできる体制をとる。

(2) 発生時から指導までの対応

いじめ防止対策委員会を中心として、組織的に対応する。

いじめの発見・通報

- ・教職員 → 学年主任、学部主事へ速やかに報告
 - いじめ行為の目撃
 - 子どもや保護者からの訴え
 - アンケート、ノート等からの読み取り
 - 他の教職員からの情報
 - ※一人で抱え込まない。独断での指導を行わない。

いじめ防止対策委員会の開催・対応の方針等決定

- 校長、副校長、教頭、各部主事、肢体主任、教務課長、生徒指導課長、必要に応じて、事務長、養護教諭、学年主任等の関係する職員で決定する。
- ① 情報の整理をする：客観的な事実の確認（いじめを受けた子ども、いじめをした子ども、関係する子ども、いじめの様子、緊急性など）
- ② 対応の方針を決める：事情聴取の仕方や支援、指導の対応方法等について
- ③ 役割を明確にする
 - ・いじめを受けた子どもへの事情聴取、支援：担任、学年主任、学部主事等
 - ・いじめた子どもへの事情聴取、指導：担任、学年主任、学部主事等
 - ・周囲にいた子ども、や教員への事情聴取：担任、学年主任、学部主事等
 - ・友達等、周囲の子どもや全体への指導：担任、学年主任、学部主事等
 - ・保護者への対応（両者）：学年主任、学部主事、管理職等

事実関係の聴取と支援・指導

<基本となること>

- ・聴取内容、指導経過等については、「生徒指導記録」「生徒指導 事情の聴き取り」「いじめチェックリスト」（P12～別紙3参照）に記載する。
- ・いじめの事実を保護者に伝える。
- ・いじめを受けた子ども、いじめをした子ども双方の保護者間で争いが起きないように、保護者と情報を共有する。

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、警察や児童相談所等に相談、連携して対応する。
 - ・子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れのある場合は、直ちに警察に通報し適切な援助を求める。
 - ・校長は、いじめた子どもに対し、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すために適切に懲戒を加えることができる。
 - ・いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。
- ※いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていること。

＜具体的な内容＞

【いじめを受けた子ども・保護者への支援】

教職員の基本的な姿勢	支援内容
・事実関係を聴取する。 ・徹底して味方になる。いじめを受けた子どもにも責任があるという思考はもたない。 ・いじめた生徒の謝罪や表面的な変化により、いじめの解消と判断しない。 ・個人情報の取り扱い等について、十分に留意する。	・家庭訪問等で迅速に保護者に事実関係を伝える。 ・いじている側を許さないという姿勢を示す。 ・対応方針について、子ども、保護者に事前に説明して実行に移す。 ・状況に応じて見守りをする、いじめた子どもを別教室に移す等、いじめに対して安心して教育が受けられるようにする。 ・状況により、外部専門家の協力を要請し支援を行う。 ・学校の対応について記録を詳細に残し、保護者への情報提供を丁寧に行う。

【いじめた子ども・保護者への指導・助言】

教職員の基本的な姿勢	指導・助言内容
・事実関係を聴取する。 ・いじめを受けた子どもが深く傷付いていること、いじめは絶対に許されない行為であることを認識できるようにし、十分な反省を促す。 ・いじめた子ども自身が抱える問題等、いじめの背景に目を向け、健全な人格の成長に配慮する。 ・個人情報の取り扱い等について、十分に留意する	・迅速に保護者に連絡、正確に事実を伝え、理解や納得を得た上で学校と協力して子どもを指導するよう促す。 ・必要に応じて、別教室で学習を行う等の対応をする。 ・教育上必要があると認められた場合は、人格の成長を促すため、適切に懲戒を加える。(校長)

【いじめが起きた集団（慣習や傍観者）への働き掛け】

- ・いじめに同調したりはやし立てたりすることは、いじめに加担することであることを伝え、理解を促す。
- ・いじめを見て見ぬふりをすることは、いじめを受けている子どもの孤独感を強める事など、自分に置き換えて考えることができるように促す。

【インターネットによるいじめについて】

- ・インターネット上でいじめは、人権侵害であること、心に深い傷を負わせてしまうこと等を理解できるように伝える。また、専門家を招聘し、子どもを対象として講義を実施する。（子どもの実態に応じる）

＜別紙２＞ 重大事態対応フロー図

■いじめの疑いに関する情報

いじめ防止対策委員会において、いじめの疑いに関する情報の収集、記録共有及びいじめの事実の確認を行い、結果を県教育委員会に報告

■重大事態の発生

重大事態の発生を県教育委員会に報告

重大事態とは・・・

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

■調査 県教育委員会が調査主体を判断

【学校が調査主体の場合】

県教育委員会の指導、助言のもと、以下のような対応に当たる

- ☐ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ☐ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ☐ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報提供
- ☐ 調査結果を県教育委員会に報告
- ☐ 調査結果を踏まえた必要な措置

【県教育委員会が調査主体の場合】

- ☐ 県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

(様式1)

校長	副校長	教頭	事務長	部主事・肢体主任	教務	生徒指導	養護教諭	学年主任

*最後は生徒指導課長で保管

生徒指導 記録

静岡県立掛川特別支援学校

職 氏名

1 問題行動の概要

発生日時	年 月 日 () 時刻 ()		
場所			
学部 学年 氏名		指導歴	
内容	経緯を記入 ※聴き取り内容等の詳細は別紙「生徒指導 事情の聴き取り (様式2)」に記入		

2 指導原案 ※該当するものにチェックする

問題行動名 (本校内規)	詳細は裏面参照 1 薬物乱用 2 窃盗、万引き 3 暴力、傷害 4 恐喝、金品要求 5 いじめ 6 無免許運転 7 飲酒、喫煙 8 公共物破損 9 対教師暴力 10 飲酒、喫煙 11 禁止場所出入り 12 無届アルバイト 13 対教師暴言、授業妨害 14 深夜徘徊 15～20 校則違反
指導処置 (本校内規)	1 退学 2 進路変更 3 無期限謹慎 4 謹慎2週間 5 謹慎1週間 6 謹慎3日 7 校長訓戒 8 主事訓戒
指導の内容	

※いじめの場合は、別紙「いじめのチェックリスト (様式3)」の該当項目にチェックする

行為に対する指導処置（本校高等部内規）

	問題行動	指導処置	備 考
1	薬物乱用、薬物所持	無期限謹慎	進路変更を検討する
2	窃盗、万引き	無期限謹慎 (原則として2週間)	常習化が認められる場合は、退学
3	暴力、傷害、放火	無期限謹慎 (原則として2週間)	悪質な場合は退学
4	恐喝、金品要求、詐欺、違法販売	無期限謹慎 (原則として2週間)	悪質な場合は退学
5	いじめ	無期限謹慎 (原則として2週間)	悪質な場合は退学
6	無免許運転	無期限謹慎 (原則として2週間)	
7	性的な違法行為	無期限謹慎 (原則として2週間)	
8	飲酒、喫煙	謹慎1週間	
9	公共物破損（故意）	謹慎1週間	
10	対教師暴力（威圧行為含む）	謹慎1週間	
11	不健全異性交遊、不良交遊、無断外泊	謹慎1週間	
12	飲酒、喫煙（同席）	謹慎3日	
13	禁止場所出入り（パチンコ店、競馬場等）	謹慎3日	
14	携帯電話、SNS に関するトラブル	謹慎または校長訓戒	
15	無届アルバイト、無届免許取得	校長訓戒	
16	対教師暴言、授業妨害	校長訓戒	
17	深夜徘徊、家出	校長訓戒	
18	自転車による道路交通法違反	校長訓戒	
19	怠学、長期無断欠席	校長訓戒	
20	生徒心得違反（携帯電話校内使用）	部主事訓戒	
21	(服装の乱れ)	部主事訓戒	
22	(ピアス等アクセサリ着用)	部主事訓戒	
23	(公共の場でのマナー違反)	部主事訓戒	
24	(金銭の貸し借り)	部主事訓戒	
25	(その他、他人の迷惑となる行為)	部主事訓戒	

- ※上記指導処置は最も重い場合であり、事情を詳細に聴取し情状酌量による処置を検討することもある。
- ※上記指導処置を実施しても同様の問題行動を繰り返す場合、原則を超えた処置を検討する。
- ※謹慎について、基本自宅謹慎（家庭学習）とするが、生徒の状況等により校内謹慎（個別学習）の場合は保護者の送迎を原則とする。
- ※自宅謹慎期間中は、家庭学習にて過ごすことを徹底する。（学校からプリント等課題を与えるようにする） 定時または不定時に電話連絡や家庭訪問を実施し指導をする。
- ※指導処置後も生活態度が改められないときには、随時生徒指導委員会を開き、指導方針や処置を検討する。
- ※上記に示す違反行為があった場合は、保護者同席のもと通知する。また、出席停止扱いとする違反

記入者 ()

いつ、どこで、だれが、だれ（何）に対して、どうした。その結果どうなった。

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

いじめのチェックリスト ※該当項目にチェックする

記入者 ()

1 いじめ発見のきっかけ

<学校の教職員等が発見した>

	① 学級担任が発見した。
	② 学級担任以外の教職員が発見した。(養護教諭, スクールカウンセラー等の相談員を除く。)
	③ 養護教諭が発見した。
	④ スクールカウンセラー等の相談員が発見した。
	⑤ アンケート調査など学校の取組により発見した。

<学校の教職員以外からの情報により発見した>

	① 本人からの訴え
	② 当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え
	③ 児童生徒(本人を除く。)からの情報
	④ 保護者(本人の保護者を除く。)からの情報
	⑤ 地域の住民からの情報
	⑥ 学校以外の関係機関(相談機関を含む。)からの情報
	⑦ その他(匿名による投書など)

2 いじめられた児童生徒の相談の状況

	① 学級担任に相談した。
	② 学級担任以外の教職員に相談した。(養護教諭, スクールカウンセラー等の相談員を除く。)
	③ 養護教諭に相談した。
	④ スクールカウンセラー等の相談員に相談した。
	⑤ 学校以外の相談機関に相談した。(電話相談やメール等も含む。)
	⑥ 保護者や家族等に相談した。
	⑦ 友人に相談した。
	⑧ その他の人(地域の人など)に相談した。
	⑨ 誰にも相談していない。

3 いじめの態様

	① 冷やかしかからかい, 悪口や脅し文句, 嫌なことを言われる。
	② 仲間はずれ, 集団による無視をされる。
	③ 軽くぶつかられたり, 遊ぶふりをしてたたかれたり, 蹴られたりする。
	④ ひどくぶつかられたりたたかれたり, 蹴られたりする。
	⑤ 金品をたかられる。
	⑥ 金品を隠されたり, 盗まれたり, 壊されたり, 捨てられたりする。
	⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする。
	⑧ パソコンや携帯電話等で, ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
	⑨ その他

4 いじめる児童生徒への特別な対応

		① スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。
		② 校長，教頭が指導した。
		③ 別室指導した。
		④ 学級替えをした。
	退学・転学	⑤ 懲戒処分としての退学
		⑥ その他
		⑦ 停学
		⑧ 出席停止
		⑨ 自宅学習・自宅謹慎
		⑩ 訓告
		⑪ 保護者への報告
		⑫ いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導
	⑬関係機関との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携
		ウ 病院等の医療機関等との連携
		エ その他の専門的な関係機関との連携
		オ 地域の人材や団体等との連携

5 いじめる児童生徒に対する関係機関の措置

		① スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。
		② 校長，教頭が指導した。
		③ 別室指導した。
		④ 学級替えをした。
	退学・転学	⑤ 懲戒処分としての退学
		⑥ その他
		⑦ 停学
		⑧ 出席停止
		⑨ 自宅学習・自宅謹慎
		⑩ 訓告
		⑪ 保護者への報告
		⑫ いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導
	⑬関係機関との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携
		ウ 病院等の医療機関等との連携
		エ その他の専門的な関係機関との連携
		オ 地域の人材や団体等との連携